



申15号 「新型コロナウイルス」に関する申し入れを行う

本部は、申15号「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れ」を2月28日に行いました。

なお、1月31日には、本部一本社間で①勤務中においても、マスクの着用は妨げない。②うがい、手洗いの励行。※マスク、うがい、手洗いに必要な物は会社が準備する。③職場における健康管理の強化。※管理者が社員の健康状態の確認をする。体温が37.5度以上の時は、医療機関の診察を勧めるなど、確認しています。

また、東京地本も東京支社と上記の内容を確認しています。

組合員の皆さん！不安なことがありましたら東労組へ相談して下さい！

申15号

「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れ」

1. 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診や帰宅を指示すること。
2. 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取扱いについては、有給の休暇とすること。
3. 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること
4. 感染に伴い、業務に従事できない組合員・社員が拡大した場合の列車の運行確保や減便ダイヤの設定などを想定した対策を行うこと。
5. 改めて、全職場にマスク、消毒液の配備を行い、全社員にマスクを着用して執務する指示を行うこと

組合員の皆さん！

新生JR東労組は組合員の皆さんが

安心して働ける環境を積極的につくりだしていきます！